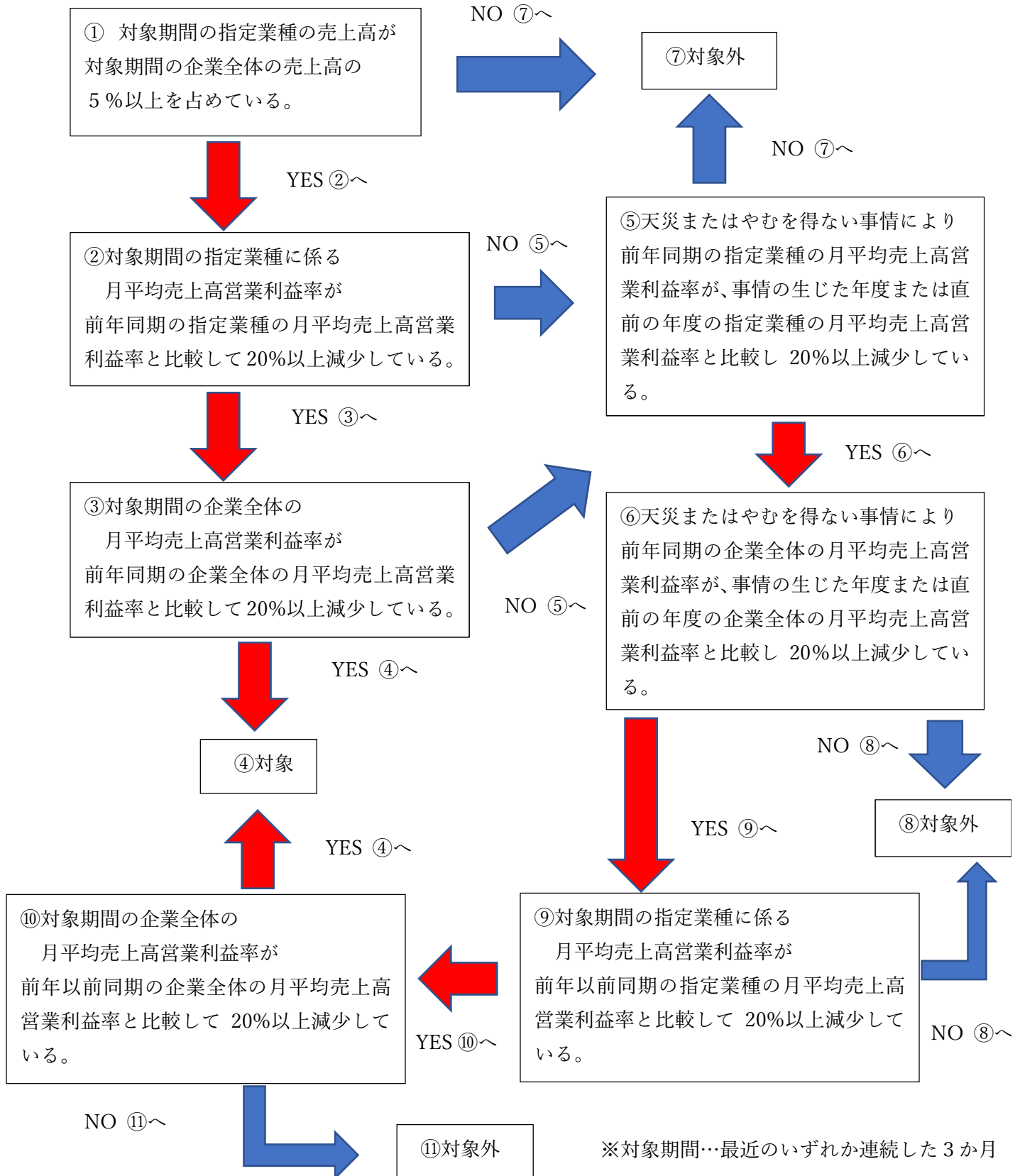


5号認定 利益率要件（ハ）フローチャート（事業所の業種が指定業種であることが前提です）



売上営業利益率の推移の対象は以下のとおり。

利益率の推移	対象の適否
プラスからプラス	減少率が 20%以上で対象
プラスからマイナス	すべて対象
ゼロからマイナス	すべて対象
マイナスからマイナス	減少率が 20%以上で対象
マイナスからプラス	すべて対象外

疎明資料について…

利益率要件の売上疎明資料は、「試算表のみ」とし、売上高要件のように、日ごとまたは取引先相手ごとの売上を記載し内容証明をいただいても、疎明資料として扱えません。

また、指定事業と非指定事業の兼業者の場合、事業毎の試算表をご用意いただく必要があります。「試算表を作っていない」場合は対応いたしかねます。ご注意ください。

また、利益率要件の試算表については、税理士作成のものに限定しておらず、事業者本人または金融機関作成のものでご申請いただけますが、前年同期の試算表の数字を確定申告書等の公的な資料の当該同期の数字と比較する等、信憑性の確認を要します。